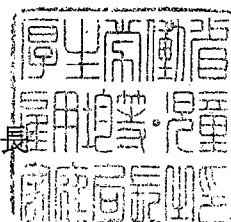




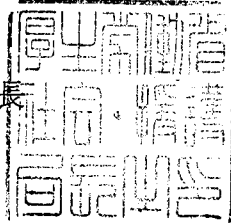
雇児発 0330 第 3 号
 社援発 0330 第 8 号
 老発 0330 第 6 号
 平成 24 年 3 月 30 日

都道府県知事
 各 指定都市市長 殿
 中核市市長

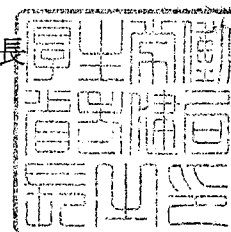
厚生労働省雇用・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



厚生労働省老健局長



「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の
 資産要件等について」の一部改正について

社会福祉法人が居宅介護事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の要件緩和については、「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成12年9月8日付け厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）により定められておりますが、今般、当通知を別添のとおり改正し、平成24年4月1日から適用することといたしましたので、御了知の上、適切な法人認可及び指導監督等に当たっていただきますようお願いいたします。

なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

受	付
平	24.5.16
法人指導課	
大阪府	

新	旧
<p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 各</p> <p>障第671号 社援第2030号 老発第629号 児発第733号 平成12年9月8日</p>	<p>都道府県知事 指定都市市長 中核都市市長 各</p> <p>障第671号 社援第2030号 老発第629号 児発第733号 平成12年9月8日</p>
<p>厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長</p> <p>居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件等について（通知）</p> <p>社会福祉法人（以下「法人」という。）については、その公益性を担保し、事業の安定性・継続性を確保する必要があるため、その設立を認可するための資産要件等が定められているところである。特に、社会福祉施設を営む法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあることから、原則として事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこととしていたところである。</p> <p>他方、居宅介護等事業については、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することにより、地域福祉の推進を図る上で重要となります。このため、法人の公益性を維持しながら、居宅介護等事業の機動性・柔軟性を活用することができるよう、今般、居宅介護等事業の経営を目的とし</p>	<p>厚生省大臣官房障害保健福祉部長 厚生省社会・援護局長 厚生省老人保健福祉局長 厚生省児童家庭局長</p> <p>居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の 資産要件等について（通知）</p> <p>社会福祉法人（以下「法人」という。）については、その公益性を担保し、事業の安定性・継続性を確保する必要があるため、その設立を認可するための資産要件等が定められているところである。特に、社会福祉施設を営む法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあることから、原則として事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であることから、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければならないこととしていたところである。</p> <p>他方、居宅介護等事業（いわゆるホームヘルプ事業）については、各地域においてきめ細かい福祉活動の展開に大きく寄与しており、その事業活動の機動性・柔軟性を十分に活用することにより、地域福祉の推進を図る上で重要となります。このため、法人の公益性を維持しながら、居宅介護等事業の機動性・柔軟性を活用することができるよう、今般、居宅介護等事業の経営を目的とし</p>

新

て法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定め
ましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。
なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245の4第
1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等
居宅介護等事業(母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業、父子家庭
居宅介護等事業、老人居宅介護等事業又は障害福祉サービス事業(居宅介護、
重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。))をいう。以下同じ。)の経営目
的として法人を設立する場合には、次に掲げる要件を満たしていれば、
1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限
る。以下同じ。)を基本財産とすることとする。

① 5年(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定す
る特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の
市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上に
わたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共
団体からの委託、助成又は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指
定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サ
ービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は障
害者自立支援法(平成17年法律第123号)に基づく指定障害福祉サービス
事業者の指定を受けていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。
2 居宅介護等事業を営む事業と併せて行うことができる事業の範囲
1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の経
営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事
業の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、一般相談支援事業又は特定相談支援事業
- ② 障害児通所支援事業(児童発達支援又は放課後等サービスに限る。)
又は老人デイサービス事業
- ③ 重度障害者等包括支援
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 地域活動支援センターを営む事業

旧

て法人を設立しようとする場合に必要な資産要件等について下記のとおり定め
ましたので、貴職において適切な御配意をお願いします。
なお、当該通知については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245の4第
1項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1 居宅介護等事業の経営を目的として法人を設立する場合の資産要件等
居宅介護等事業(児童居宅介護等事業、母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅
介護等事業、父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、身体障害者居宅
介護等事業、知的障害者居宅介護等事業又は精神障害者居宅介護等事業をい
う。以下同じ。)の経営を目的として法人を設立する場合には、次に掲
げる要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産(現金、預金、確実
な有価証券又は不動産に限る。以下同じ。)を基本財産とすることとする。

① 5年(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定す
る特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の
市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上に
わたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団
体からの委託、助成又は介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく指定居
宅サービス事業者の指定又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)、
知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)若しくは児童福祉法(昭和22
年法律第164号)に基づく指定居宅支援事業者の指定を受けていること。

② 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。
2 居宅介護等事業を営む事業と併せて行うことができる事業の範囲
1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人は、居宅介護等事業の経
営のみを行うことを原則とするが、次に掲げる事業については、居宅介護等事
業の経営と併せて行うことができるものとする。

- ① 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業
及び精神障害者地域生活支援センターを営む事業
- ② 児童デイサービス事業、老人デイサービス事業、身体障害者デイサービス
事業及び知的障害者デイサービス事業

③ 小規模通所授産施設(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第1条の
規定により社会福祉事業とされる通所施設)を営む事業(居宅介護等事
業の経営を目的として法人を設立後、当該居宅介護等事業の経営の実績が3
年以上であることを要するものとする。)

新	旧
<p>なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認められる場合には、これを行うことができるとすること</p> <p>3 定款変更の認可申請</p> <p>2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～④に掲げる事業以外の事業を営むようとする場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>なお、公益事業又は収益事業については、1に掲げる要件を満たすものとして設立された法人の財政基盤が脆弱であることに配慮しつつ、地域福祉の推進を図る観点から、所轄庁が当該法人の行う社会福祉事業に支障がないと認められる場合には、これを行うことができるとすること</p> <p>3 定款変更の認可申請</p> <p>2 以上の都道府県の区域内において事業を実施しようとする場合、2の①～③に掲げる事業以外の事業を営むようとする場合には、当該法人は、所轄庁に対して遅滞なく定款の変更の認可申請を行うものとする。</p> <p>4 (略)</p>